

一般社団法人 日本アレルギー学会

専門医制度規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アレルギー学会（以下、「本学会」という。）定款第5条第3号及び第4号の規定に基づき、アレルギー学の著しい進歩に則して、新しい知識を持った優れたアレルギー臨床医を養成し、アレルギー疾患の医療水準を向上発展させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

(委員会)

第2条 本学会に専門医制度委員会（以下、「制度委員会」という。）を置く。
2 制度委員会の基に、資格審査委員会、試験問題作成委員会及び教育研修委員会を置く。
3 各委員会に関しては別に定める。

第2章 アレルギー専門医

(認定)

第3条 本学会は、アレルギー学に強い関心と専門的知識を持ち、アレルギー臨床の経験と実績があり、高い水準でアレルギー疾患の診療を行う能力のある医師を、アレルギー専門医（以下、「専門医」という。）として認定する。

(認定の必要条件)

第4条 専門医として認定を受けるためには、次の各号の全てを満たさなければならない。

- (1) 日本国の医師免許を持つ医師であること
- (2) 認定時に引き続き5年以上本学会の会員であること
- (3) 内科、小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科、眼科など基本領域の学会（以下、「基盤学会」という。）の専門医（認定医）資格の認定を受けていること
- (4) 基本領域の臨床研修を含め通算6年以上の臨床研修歴を要する。ただし、通算3年以上は本学会入会後とし、自身が所属する基本領域の本学会認定アレルギー専門医教育研修施設等において、本学会認定指導医又は専門医のもとでの、別に定めるアレルギー専門医カリキュラムに従ったアレルギー学の臨床研修を要する。ただし、施設の専門、地域等の格差により施設での研修が困難な場合は、第32条の研修方法により所定の臨床研修を受ける。
なお、この臨床研修歴には、留学、出産、育児休暇、長期療養期間は含めない。
- (5) 最近の5年間に自ら診療しているアレルギー疾患患者40名分の診療実績書の提出
- (6) 前項提出患者の内2例についての症例報告書の提出
- (7) 最近の5年間（5年前の8月1日から申請時まで）に別表1に示すアレルギー学の業績が50単位以上あること
ただし、下記1）、2）の出席を必須とする。
 - 1) 本学会開催の学術大会2回以上
 - 2) 本学会開催の総合アレルギー講習会1回以上
- (8) 専門医資格認定試験に合格していること

(認定の方法)

第5条 専門医の認定の方法は次の通りとする。

- (1) 認定の審査は毎年1回行う。
- (2) 認定申請者は、必要な書類に所定の審査料を添えて本学会に提出する。
- (3) 資格審査委員会は申請書類によって前条第1号から第7号に関する受験資格の審査を行い、有資格者を対象に専門医資格認定試験を行って合否を判定する。
- (4) 資格審査委員会が判定した合格者は、制度委員会、理事会の議を経て専門医として認定され、学会より認定証が交付される。この際アレルギー専門医（内科）のごとく各臨床分野を明記する。認定証交付の際に、認定料を徴収する。
- (5) 専門医として認定された者は、学会誌及び他の方法により公表される。

(6) 申請及び認定方法の詳細は別に定める。

(認定の有効期間)

第6条 専門医の認定の有効期間は認定から5年間とする。

(認定の更新)

第7条 認定の継続を希望する者は、認定更新の手続きをしなければならない。認定更新の必要条件は第4条第3号、第5号及び第7号とする。

第8条 本学会指導医として認定又は認定を更新された者は、同時に専門医の認定が更新される。

第9条 専門医の認定更新に関する救済措置は別に定める。

(資格の喪失)

第10条 専門医は、次の各号に該当する場合には資格を喪失する。

- (1) 有効期間を過ぎて認定が更新されなかったとき
- (2) 本人が資格を辞退したとき
- (3) 本学会会員又は医師の資格を失ったとき
- (4) 基盤学会専門医(認定医)資格を失ったとき
- (5) 専門医としてふさわしくないと判断されたとき

(処分)

第11条 申請書類に虚偽が認められたとき及び専門医としてふさわしくない事実が判明したときは、制度委員会及び理事会の議決により専門医の認定取消し、又は資格停止処分を行うことができる。ただし、制度委員会及び理事会で議決する前にその者に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項処分は、専門医新規申請者にも適用される。

第3章 認定指導医

(認定)

第12条 本学会は専門医養成のための研修指導にふさわしい医師を、本学会認定指導医(以下、「指導医」という。)として認定し、委嘱する。

(認定の必要条件)

第13条 指導医として認定を受けるためには、次の各号の全てを満たさなければならぬ。

- (1) 申請時本学会の専門医であること
- (2) 15年以上の臨床アレルギー学の経験を有すること
- (3) 本学会認定アレルギー専門医教育研修施設又はそれに準ずる診療施設に勤務しアレルギー診療に従事していること
- (4) 最近の5年間に別に定める「論文発表による業績の申請について(内規)」に記載のアレルギー関係の学術雑誌への論文発表5編以上(共著を含む)
- (5) 最近の5年間に別表1に記載の学会、研究会でのアレルギー関係の学会発表10回以上(共演を含む)

(認定の方法)

第14条 指導医の認定の方法は次の通りとする。

- (1) 認定の審査は必要に応じ隨時行う。
- (2) 認定申請者は、必要な書類を本学会に提出する。
- (3) 資格審査委員会は申請書類によって審査を行い、適否を判定する。
- (4) 資格審査委員会が判定した適格者は、制度委員会及び理事会の議を経て指導医として認定され、本学会より認定証が交付され、指導医を委嘱される。この際、指導医(内科)のごとく各臨床分野を明記する。
- (5) 指導医として認定された者は、学会誌及び他の方法により公表される。
- (6) 申請及び認定方法の詳細は別に定める。

(認定の有効期間)

第15条 指導医の認定の有効期間は、認定から5年度後の年の3月までとする。

(認定の更新)

第 16 条 認定の継続を希望する者は、認定更新の手続きをしなければならない。認定更新の必要条件は、第 13 条第 3 号および、最近の 5 年間に別表 1 に示すアレルギー学の業績が 50 単位以上あることとする（更新に必要な業績は第 4 条第 7 号とする。）ただし、基盤学会専門医（認定医）の資格を保持していること。

第 17 条 指導医の認定更新に関する救済措置は別に定める。

(資格の喪失)

第 18 条 指導医は、次の各号に該当する場合には指導医の資格を喪失する。

- (1) 有効期間を過ぎて認定が更新されなかつたとき
- (2) 本人が資格を辞退したとき
- (3) 本学会の専門医資格を失つたとき
- (4) 指導医としてふさわしくないと判断されたとき

(処分)

第 19 条 申請書類に虚偽が認められたとき及び指導医としてふさわしくない事実が判明したときは、制度委員会及び理事会の議決により指導医の認定取消し、又は資格停止処分を行うことができる。ただし、制度委員会及び理事会で議決する前にその者に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項処分は指導医新規申請者にも適用される。

第 4 章 アレルギー専門医教育研修施設

(認定)

第 20 条 本学会は、専門医養成のための研修指導にふさわしい施設を、本学会認定アレルギー専門医教育研修施設（以下、「教育研修施設」という。）として認定し、委嘱する。

(認定の必要条件)

第 21 条 教育研修施設として認定を受けるためには、次の各号の全てを満たさなければならぬ。

- (1) 総合病院、又はこれに準ずる病院であること
- (2) アレルギー疾患の症例（外来を含む）が年間 100 例以上あること
- (3) 指導医 1 名以上又は専門医 2 名以上（非常勤 1 名を含む）が勤務していること。
ただし、これは内科と小児科に限定する（眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科は内規を参照のこと）。
- (4) アレルギー学に関する教育が、所定のカリキュラムに従って定期的に行われていること。

(認定の方法)

第 22 条 教育研修施設の認定の方法は次の通りとする。

- (1) 認定の審査は必要に応じ隨時行う。
- (2) 認定を申請する施設の長は、必要な書類を本学会に提出する。
- (3) 資格審査委員会は申請書類によって審査を行い、適否を判定する。
- (4) 資格審査委員会が適当と判定した施設は、制度委員会及び理事会の議を経て教育研修施設として認定され、本学会より認定証が交付され教育研修施設を委嘱される。
この際、教育研修施設（内科）のごとく各臨床分野を明記する。
- (5) 教育研修施設として認定、委嘱された施設は、学会誌及び他の方法により公表される。
- (6) 申請及び認定方法の詳細は別に定める。

(認定の有効期間)

第 23 条 教育研修施設の認定の有効期間は、認定から 5 年度後の年の 3 月までとする。

(認定の更新)

第 24 条 認定の継続を希望する施設は、認定更新の手続きをしなければならない。認定更新の必要条件は初回認定の必要条件（第 21 条）と同様とする。

(資格の喪失)

第 25 条 教育研修施設は、次の各号に該当する場合には資格を喪失する。

- (1) 有効期間を過ぎて認定が更新されなかったとき
- (2) 資格を辞退したとき
- (3) 認定期間中であっても、長期間認定条件を満たす見込がなくなったとき
- (4) 教育研修施設としてふさわしくないと判断されたとき

(処分)

第 26 条 申請書類に虚偽が認められたとき及び教育研修施設としてふさわしくない事実が判明したときは、制度委員会及び理事会の議決により教育研修施設の認定取消し、又は資格停止処分を行うことができる。ただし、制度委員会及び理事会で議決する前にその施設長に弁明の機会を与えるなければならない。

2 前項処分は教育研修施設新規申請においても適用される。

第 5 章 専門医育成のための教育研修

(研修カリキュラム)

第 27 条 教育研修委員会は本学会アレルギー専門医カリキュラム（以下、「カリキュラム」という。）を年 1 回以上再検討し、必要に応じて改訂を行う。

(教育セミナー)

第 28 条 教育研修委員会は、専門医、専門医資格認定試験受験予定者及びその他の会員を対象とした専門医認定教育セミナーを年 1 回以上開催する。

(集中研修)

第 29 条 教育研修委員会は、教育研修施設での研修を受けられない専門医資格認定試験受験予定者等を対象とした集中研修を年 1 回以上開催する。

- 2 集中研修実施施設の条件は、2科以上の教育研修施設認定を受けているか、又は2科以上に専門医が勤務していることとする。
- 3 集中研修実施施設は別に定めるアレルギー専門医の到達目標から教育研修委員会の別に定める指針に基づき3日以上のカリキュラムスケジュールを作成し、同委員会の承認を受ける。

(実地研修)

第 30 条 教育研修施設での研修を受けられない専門医資格認定試験受験者等の研修方法として、指導医又は専門医の下での外来見学実習（専門は問わない）を行う。

- 2 実習項目は別に定めるアレルギー専門医の診療実績目標に記載された症例及び手技（皮膚テストを含む）を経験する。

(教育研修施設の研修計画)

第 31 条 教育研修施設における研修計画は、所定のカリキュラムにもとづき、各教育研修施設の指導医又は専門医が立案する。その際次の各号に配慮する。

- (1) 教育研修施設において通算 2 年以上入院患者の診療に従事する。
- (2) 定期的に外来診療を行う。
- (3) アレルギー疾患患者 100 例以上の診療を経験する。

(教育研修施設以外での臨床研修)

第 32 条 教育研修施設以外での臨床研修は、次の各号の受講を要する。ただし、教育研修施設での研修歴により受講項目は異なる。

- (1) 集中研修を 1 回受講する。
 - (2) 専門医認定教育セミナーを 3 回受講する。（半日コース・全日コースそれぞれ 1 回以上受講する。）
 - (3) 指導医又は専門医の外来見学実習（診療所も可）を 10 時間以上受講する。
- 2 前項の教育研修施設での研修との組み合わせは、次の各号とする。
- (1) 教育研修施設での研修歴が 2 年以上 3 年未満の場合は前条の（1）又は（2）を受講する。
 - (2) 教育研修施設での研修歴が 1 年以上 2 年未満の場合は前条の（1）～（3）のうち 2 つを受講する。

(3) 教育研修施設での研修歴が 1 年未満の場合は前条の (1) ~ (3) を受講する。

(会議の招集)

第 33 条 教育研修委員会は、各教育研修施設における研修状況について討議し、本制度の運営に関する意見を聞くため、各施設の指導責任者による会議を招集することができる。

第 6 章 倫 理

第 34 条 専門医制度のもとの各種委員会にかかる全ての委員に対して、故意又は過失により、出題傾向や試験問題の漏えい、個人情報の漏えい等著しい問題が生じた場合、制度委員会及び理事会の議決により委員会委員の罷免、及び専門医認定資格の取消し、資格停止処分を行うことができる。ただし、制度委員会及び理事会で議決する前にその者に弁明の機会を与えなければならない。

第 7 章 補 則

(認定医資格の更新)

第 35 条 基盤学会専門医（認定医）資格非保持者で、本学会認定医資格の継続を希望する者は、認定医の認定更新を申請することができる。

第 36 条 認定医の認定更新申請の受付は、認定期間の終了する前年の 8 月 1 日から 11 月 20 日までとする。

第 37 条 申請には次の書類が必要である。該当者には、前もって本学会から申請に必要な下記の書類を送付し、認定更新申請の時期を通知する。

- (1) 認定医認定更新申請書
- (2) 最近の 5 年間に別表 1 に示すアレルギー学の業績が 50 単位以上あることを示す書類

第 38 条 認定医の認定更新に関する救済措置は、専門医制度規程施行細則第 5 章第 28 条、第 29 条及び第 30 条を準用する。

第 39 条 認定医の認定更新審査料は 1 万円、認定更新料は 3 万円とする。

(認定医の資格の喪失)

第 40 条 認定医は、次の各号に該当する場合には、資格を喪失する。

- (1) 有効期間を過ぎて認定が更新されなかったとき
- (2) 本人が資格を辞退したとき
- (3) 本学会会員又は医師の資格を失ったとき
- (4) 認定医としてふさわしくないと判断されたとき

(認定医の処分)

第 41 条 申請書類に虚偽が認められたとき及び認定医としてふさわしくない事実が判明したときは、制度委員会及び理事会の議決により認定医の認定取消し、又は資格停止処分を行うことができる。ただし、制度委員会及び理事会で議決する前にその者に弁明の機会を与えなければならない。

(規定外事項)

第 42 条 この規程に定めるもののほか、専門医制度施行について必要な事項は、別に定める。

第 8 章 規程の変更

第 43 条 この規程の変更は、理事会の議を経て、社員総会の承認を要する。

第 9 章 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の

設立の登記の日から施行する。

- 2 日本アレルギー学会及び社団法人日本アレルギー学会の専門医、指導医及び教育研修施設に認定されているものは、本学会の認定医、専門医、指導医及び教育研修施設とみなし、その認定期間は、日本アレルギー学会及び社団法人日本アレルギー学会が認定した認定期間とする。
- 3 第4条第3号の基盤学会とは、一般社団法人日本専門医機構の分類する基本領域の学会をいう。
- 4 第15条および第23条の認定の有効期間において「5年度後の年」とあるのは、4月1日から翌年3月31日の間をもって年度の換算をするものとする。

平成24年 4月1日 制定
平成25年11月28日 一部改正
平成30年6月22日 一部改正
令和2年6月21日 一部改正
令和4年6月19日 一部改正